

つくば市・土浦市を拠点とする地域紙『常陽新聞』による 「地域ジャーナリズム」の実践に関する研究*

清水 真

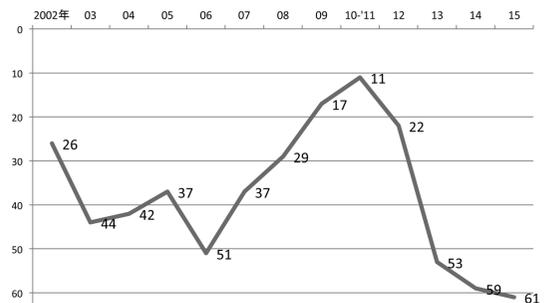
はじめに

日本におけるジャーナリズムは危機に瀕している。

Reporters without Borders (国境なき記者団)が毎年発表するWorld Press Freedom Indexにおける日本の「表現の自由度」は、第二次安倍政権発足以降急激に下降している【図1】。2015年はさらにこれまで最低の61位に下がり、先進国で最低の順位となった。なお、【図1】中で51位にランキングされている2006年は、第一次安倍政権の下での数字である。

ジャーナリズムによる権力監視機能が低下している。ジャーナリズムの中心的役割を担ってきた全国紙は、発行部数の著しい減少が指摘されて久しい。全国紙が担ってきた、従来の「客観的事実報道」による「権力監視型ジャーナリズム」の機能は実態として認知されにくくなってしまっている(畑仲・林:2012)。国連から勧告を受けるほど深刻化した日本の言論状況と弱体化したジャーナリズムによる権力監視機能の底上げについては、根本的な議論が必要である。

他方で、「権力監視型ジャーナリズム」では目配せのできなかつた、身近な地域の課題を取り上げ、地域住民による建設的な対話を促すような



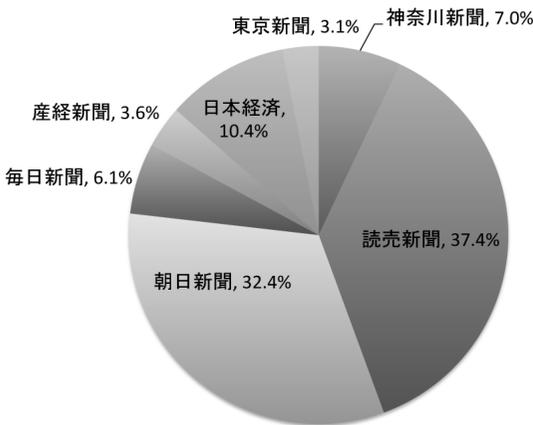
【図1】日本の表現の自由度ランキング

(Reporters without Borders「World Press Freedom Index 2014」より著作作成)

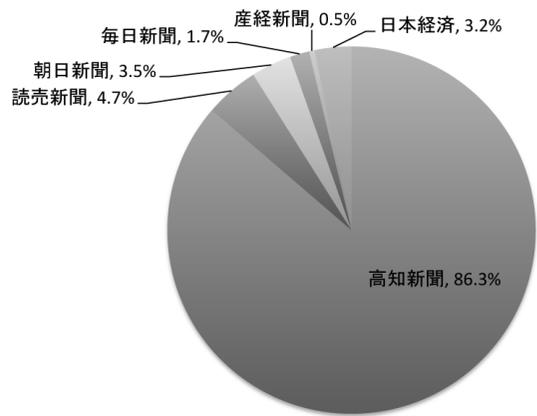
ジャーナリズム、すなわち「地域ジャーナリズム」のあり方が注目されるようになり、呼応して「地域ジャーナリズム」の担い手として地方紙や、より小規模な地域紙に、これまで以上の視線が注がれている。

しかし、「故郷の新聞は花が咲きましたとか、赤ちゃんが生まれましたとか、そんなニュースばかり」などと、地方出身者はしばしば、自分の出身地の地方紙や地域紙を卑下する。地域紙について回る一般的なイメージは、そうしたものであろう。発行地域が限定され、発行部数もきわめて少ない地域紙を取り上げて考察することに意義はあ

* 清水真氏は2016年1月急逝されました。ここに謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。また、本稿の最終校正をお引き受けいただいた鈴木賀津彦氏(昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員、東京新聞編集局読者応答室長)に、この場を借りて深くお礼を申し上げます。(『応用社会学研究』編集担当)



【図 2】 神奈川県における新聞シェア
(ABC協会 2015)



【図 3】 高知県における新聞シェア
(ABC協会 2015)

るのだろうか。

本稿の目的は、茨城県つくば市と土浦市を中心に発行されている地域紙『常陽新聞』の活動を分析して、「地域ジャーナリズム」実践を考察することにある。

本稿では、(1) 地域紙を研究する現代的意義を確認し、(2) 地域紙である『常陽新聞』の、茨城県における位置づけを整理し、(3) 2015年8月につくば市で行われた、「総合運動公園計画をめぐる住民投票」に関する『常陽新聞』の報道内容について時系列分析を行って、全国紙・県紙との比較の中で、地域紙『常陽新聞』が果たした「地域ジャーナリズム」の実践について考察する。

1. 地域紙を研究する現代的意義

(1) 日本の新聞状況が生み出す民意の断片化

新聞市場が「二重の寡占」状態にあることは、日本の特徴の一つとして挙げられる。

全国に販売網を持つ「全国紙」、販売網が数県にわたる「ブロック紙」(『北海道新聞』、『西日本新聞(福岡を中心とする九州)』、『中日新聞(東海中心。『東京新聞』、『北陸中日新聞』も発行)』を指す)、各都道府県全域で発行されているもの

を「県紙」、一つの都道府県より狭い範囲で発行されている新聞を「地域紙」と呼ぶ。福島県や沖縄県には二つの県紙があり、その他は有力な県紙が一紙ずつある。「一県一紙」は偶然ではなく、第二次大戦時の新聞統制に源流を見ることができ

る。発行部数をみると、『読売新聞』約1007万部、『朝日新聞』約827万部、『毎日新聞』約400万部、『日本経済新聞』約302万部、産経新聞213万部、ブロック紙の『中日新聞』は約275万部、『北海道新聞』は約122万部。県紙では『新潟日報』約49万部、『山梨日日新聞』約21万部、『静岡新聞』約69万部、『高知新聞』約21万部など、全国紙との規模の差は歴然としている(千部以下四捨五入。日本ABC協会、2009、『新聞発行社レポート 半期・普及率』より)。

日本の全国紙は、世界有数の発行部数を誇る。読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞の全国紙5紙で、日本の新聞市場の50%以上を占めている【寡占の第一レベル】。

しかし、全国紙が日本各地で等しく普及しているのではない。全国紙はしばしば「東京紙」と呼ばれるように、普及が首都圏や関西圏をはじめとする都市部に偏っている。

例えば【図2】に示すように、神奈川県内で広く読まれているのは全国紙で、読売新聞や朝日新聞と比べて、県紙である神奈川新聞はわずかなシェアを維持しているに過ぎない。

ところが高知県などを見ると事情は全く異なっていて、高知新聞が85.8%のシェアを占め、全国紙は残る15%程を分け合っている。こうした県で新聞と言えば、地元県紙のことである【寡占の第二レベル】。

パターンはいくつかあるものの、県紙が多数を占める状況が最も多く、読売新聞が県レベルでシェアのトップにあるのは、実は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、大阪府、和歌山県、山口県の、9都府県に過ぎない。

二重の寡占は、一つの偏った構図を浮き彫りにする。つまり、県紙は他の県で読まれない、言い換えれば、地方発のニュースは県境で遮断されて全国には伝わらないか、報道されるとしても一旦全国紙の拠点である「東京」を経由し、「東京」の視点が増えられて報道されるという構図である¹⁾。

(2) 全国紙と地方紙・地域紙の報道姿勢の違い

規模の違う全国紙と地方紙では、記事で取り上げるテーマもおおのずから違う。同じテーマを取り上げる場合にも、記事の中身やスタンス、記事の形態が異なってくる。地方紙と全国紙の違いについては、たびたび指摘されてきた。

地方紙は地域と一体化した紙面作りを行う反面、郷土のしがらみを断ち切れず保守的になりがちであるとされ、全国紙の記者がその点を批判するだけでなく地方紙関係者自らが同意して振り返ることもあった。他方全国紙は「鋭いよそ者の眼」を持ち合理的に割り切った取材をする、と見られてもいた(森可昭 1993: 178)。

こうした意見に対し鎌田慧は「もしも、全国紙の記者が『地方紙は地方権力に弱い』と批判するならば、地方を支配している中央権力を、中央で撃つのが全国紙の役割のはずだ」と反論する(鎌

田 2002: 518)。地方紙も各社各様であるから一括りにすべきではないとの意見も、地方紙に携わる人々から寄せられよう。

朝日新聞論説主幹を務め、その後信濃毎日新聞の主筆となった故・中馬清福は、もはやそうした色分け、特に地方権力との距離の置き方の違いは過去のもので、双方の違いは、「さっと来て、さっと取材して、さっと帰る」一過性の「狩猟型」取材をする全国紙と、出来事がひと段落した後も留まって「農耕型」取材をする地方紙、にあるとしている(中馬清福 2010: 7)。

社会の中でジャーナリズムがうまく機能するために、性質の違う双方がよい意味で競合し、報道の多様性を確保することである。全国紙に期待される役割とは、争点の意味を大胆に切り分けて取り出していくこと、さらにそれを的確に全国に伝え広げていくことである。他方で地方紙・地域紙の役割とは、地域に生き社会問題の「当事者」である人々に「時間の共有」を図ること、例えば、ある争点に対する「賛成派」「反対派」の双方に対して、互いの立場を理解し合い、同じ地域に生きる者としての建設的な関係構築を促すような報道を行う事であろう。(烏谷昌幸 2006)。

熊本日日新聞で水俣支局長を務めた渡辺豪記者の言葉を借りると、地方紙の記者とは、「問題や取材相手から終生逃げることができない」のであり、「地域の当事者に寄り添い、地域を這いずり回って取材を続けながら悩み抜くことを宿命づけられた」存在である。

(3) 全国紙と地方紙の論調のズレ

2013年5月3日前後の全国各新聞の憲法に関する社説・主張・論説等の見出しとその主張内容を分析した藤森研は、全国紙の主張を対峙させるのではなく、「部数」ベースの分析を行い、「世論調査」に顕現する国民の改憲・護憲意識と、「新聞論調」の改憲系・護憲系の割合が似通っており、「世論調査」「新聞論調」ともに、護憲論が約60%、改憲論が約40%である事を明らかにして

いる（藤森：2013）。

この藤森の指摘に、既述の日本新聞界の市場構造を加味すると、次の点が浮き彫りになる。すなわち、首都圏を中心に講読されている全国紙に改憲論（『読売新聞』『産経新聞』『日本経済新聞』が改憲的護憲論）が多く、護憲論には、全国紙では『朝日新聞』『毎日新聞』が該当し、その他に、地方紙の圧倒的多くが護憲論を支持している事である。つまり、全国紙がシェアの多くを占める地域と、地方紙のシェアが多い地域で、「世論」と「新聞論調」に乖離の兆しが見えている。

全国紙と地方紙の論調の乖離は、憲法についての日常的な意識に限らず、安保法案閣議決定、集団的自衛権、TPP問題、などといったきわめて重要なイシューに関して、顕著になってきている。全国紙と地方紙の論調のズレは、中央で唱えられる「国益」「安保」さらにはTPP問題などに対し、関与できない遠いところで人生や生活が決められることへ、地方の人々が、切実な不安を深めていることの現れである。地方紙の論調が全国紙と異なってきているのは、憲法への立ち位置の違いよりも、こうした不安の表れである²⁾。

(4) 「地域ジャーナリズム」の定義と「地域ジャーナリズム」を体現する記事形態

こうして、①新聞紙上の二重寡占構造による、情報あるいは民意の分断化、②全国紙と地方紙の取材をめぐるスタンス・関心の違い、③全国紙と地方紙・地域紙の論調のズレ、という、新聞をめぐる現代的課題によって、地域の人々が自らのコミュニティに対し主体的に関与する環境を促すようなジャーナリズムが必要とされていることが分かる³⁾。

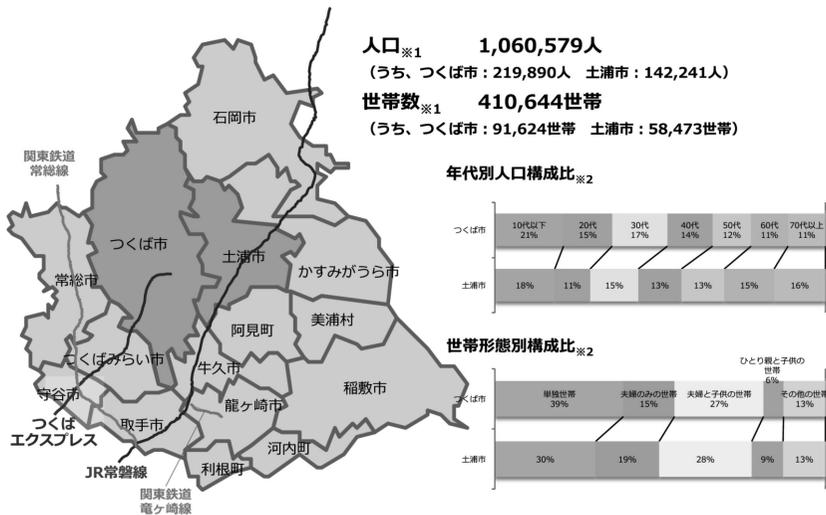
そうしたジャーナリズムのあり方を「地域ジャーナリズム」と呼んで良いだろう。「地域ジャーナリズム」の試論的定義付けを行った畑仲によれば、「地域ジャーナリズム」とは、

- 1) 地域ジャーナリズムは、ナショナルな規模の主流メディアが掲げる自由主義的なジャーナリズムの「地方版」ではなく、中央と地方の固定的な関係を止揚する。
- 2) 地域ジャーナリズムは、分権的で小規模な社会においてより強く要請され、市民社会に開かれたコミュニケーションを志向する。
- 3) 地域ジャーナリズムの実践者は、専門職としてのジャーナリストだけに留まるものではなく、インフォーマルなセクター（市場・アソシエーション・コミュニティ）のアクターの参加を前提とする。
- 4) 地域ジャーナリズムは、地域の問題解決のための議論を促進し、必要に応じて、「正義」や「善」、「郷土のアイデンティティ」などの価値にコミットする。
- 5) 地域ジャーナリズムは、「主流」ジャーナリズムに根強い（古典的）自由主義よりも、人々に公民的特性を涵養する共和主義や、人々をバラバラな個人ではなく状況化された存在であるとするコミュニタリアニズムなどの考え方と親和する。
- 6) 地域ジャーナリズムは、自分たちの（地域）の利益だけを追求すれば、NIMBY (Not In My Back Yard) や「地域エゴ」などと呼ばれる現象を招く危険性を持つため、よその（地域）との相互協力や知識や知恵を分かち合う事を必要とする（畑仲 2014：307-8）。

以上の6点を列挙する事ができ、本稿では、特に1) および2) に着目する。

畑仲の指摘する「ナショナルな規模の主流メディアが掲げる自由主義的なジャーナリズムの『地方版』ではない」ジャーナリズムはどのような形態をとるのか。また、「分権的で小規模な社会においてより強く要請され、市民社会に開かれたコミュニケーション」とは、実践においてどのような形態をとるものだろうか。

従来ジャーナリズムを中核として担ってきた全



【図4】『常陽新聞』の展開地域

(出典：常陽新聞HP：<http://joyonews.jp/cms/wp-content/uploads/2014/06/area.jpg>)

国紙によって立つ基盤としてきたのは本稿冒頭で記したように、「客観的事実報道」による「権力監視型ジャーナリズム」であり、現れる記事形態は、事象の経過を速報性を持って詳細に報道するいわゆる「ストレート記事」が柱になる。

だとすれば、地域紙が、その主流メディアの小型版ではなく市民に開くコミュニケーションが記事として現すべき形態は、コミュニティ内の意見を幅広く汲み取る記事、例えば、対談、各方面へのインタビュー、アンケートに基づく記事、などになるのではないかと。市民に開くコミュニケーションの形態に、必ずしも速報性を求めなくてもよい、ことにならないだろうか。

2. 地域紙・常陽新聞の位置づけ

(1) 『常陽新聞』媒体概要

『常陽新聞』は、土浦市、つくば市を中心とした茨城県南 15 市町村で展開される「地域紙」である。

現在の常陽新聞株式会社の設立は、2013 年 11 月 29 日で、資本金は資本準備金含む 1,980 万円

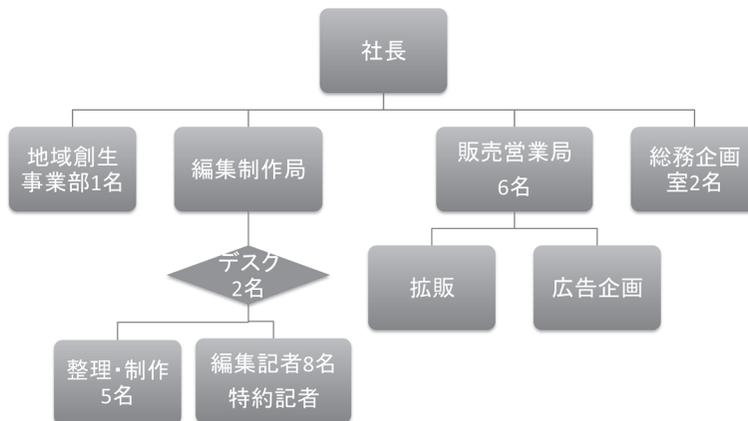
である。かつてソフトバンクや Yahoo! JAPAN にも関わり、ファンドビジネスを展開する「ユニテッドベンチャーズ株式会社」で社長を務める榎澤悟氏が、廃刊した旧「常陽新聞」の題号と社員を引き継ぎ、新会社を設立した。社員は約 20 名で、その他に特約記者を抱える。

『常陽新聞』は、紙面印刷を毎日新聞社に委託し、家庭への宅配も、展開エリア内の毎日新聞販売店に委託している。

JR 常磐線の石岡駅、神立駅、土浦駅、荒川沖駅、ひたち野うしく駅、牛久駅、佐貫駅、藤代駅の駅売店や、同じく関東鉄道常総線の守谷駅、戸頭駅の駅売店、つくば・土浦市内のセブン-イレブン、ローソン、サンクスで販売が行われている。

『常陽新聞』は日曜日と新聞休刊日を除く週 6 日朝刊を発行し、判型はタブロイド版である。2015 年 12 月に紙面改訂を行った結果、基本 8 ページ建てとなり、料金は一部売りが税込 100 円、月額購読料は、電子版がセットされて 2,080 円（税込 2,246 円）、新聞単体では 1,500 円（税込 1,620 円）である。

『常陽新聞』は編集方針として、「生活に密着し



【図5】常陽新聞社組織図（榎澤氏へのインタビューより著者作成）

【表1】つくば市における新聞発行部数とシェア（2015年4月時点）

| | 常陽新聞 | 茨城新聞 | 読売新聞 | 朝日新聞 | 毎日新聞 | 産経新聞 | 日経新聞 | 東京新聞 | 合計 |
|------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 発行部数 | 4,000 | 3,731 | 20,083 | 14,371 | 9,450 | 2,149 | 4,506 | 1,184 | 59,474 |
| シェア | 6.7% | 6.3% | 33.8% | 24.2% | 15.9% | 3.6% | 7.6% | 2.0% | 100.00% |

【出典】常陽新聞の発行部数は推定。その他は（ABC協会：2015）

た地域情報メディア」を目指し、土浦市・つくば市を中心とした展開エリア内の地域情報に特化している。2015年12月の紙面改訂によって、それまで毎日新聞から配信を受けていた全国・海外ニュースとテレビ欄の掲載を取りやめた。

『常陽新聞』は、記事を紙面と電子版に同時提供しており、記事によってはFacebookやtwitterを利用した「ネット・ファースト」が行われている。本紙購読者に電子版の閲覧アカウントを無償で提供し、電子版はパソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧可能な態勢をとっている。

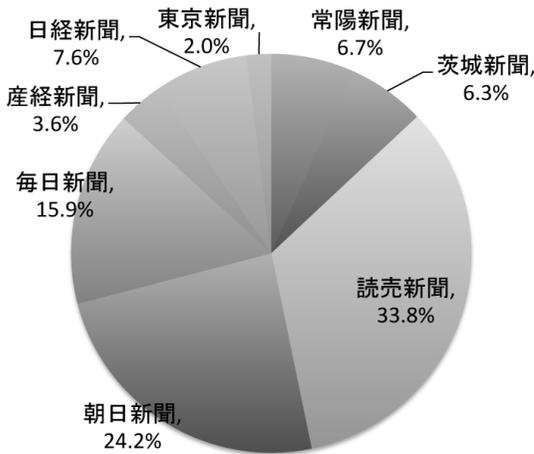
出稿される広告は、紙面と電子版で同時に広告掲載される。電子版広告は、クライアントのウェブサイト（ホームページ、クーポンサイト等）へのリンクが可能な仕様に設計されている（常陽新聞HP：<http://joyonews.jp/about.html>）。

（2）常陽新聞社の組織構造

規模の小さい常陽新聞社は、他紙のように厳格な組織態勢をしいている訳ではないが、榎澤社長以下、【図5】のような組織を形成している。紙面制作は、榎澤社長が外部的責任を負い、デスク2名が編集局長的な業務を含めて従事し、内部的な編集責任を担う。販売営業局・総務企画室は、スタッフが臨機応変の対応をとる。

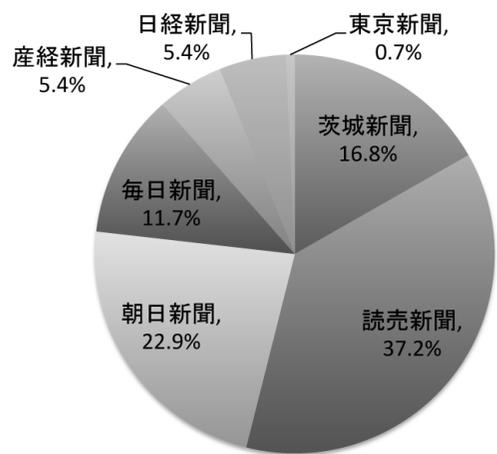
（3）『常陽新聞』の発行部数およびつくば市におけるシェア

つくば市における新聞各紙の発行部数は、県紙『茨城新聞』は3,731部、『東京新聞』が1,184部となっており、全国紙では『読売新聞』が20,083部、次いで『朝日新聞』14,371部、『毎日新聞』9,450部、『日経新聞』4,506部、『産経新聞』2,149部である【表1】。『常陽新聞』は、推



【図 6】 つくば市における新聞シェア

【出典】 常陽新聞の発行部数は推定。その他は（ABC協会：2015）



【図 7】 水戸市における新聞シェア

（ABC協会：2015）

定で4,000部である。

つくば市におけるシェアを見てみると、推定部数を基にすれば、『常陽新聞』が6.73%である。県紙『茨城新聞』は6.27%、『東京新聞』が1.99%となっており、全国紙では『読売新聞』が33.77%、次いで『朝日新聞』24.16%、『毎日新聞』15.89%、『日経新聞』7.58%、『産経新聞』3.61%となっている【図6】。県紙・地域紙のシェアが低く、全国紙のシェアが高いこうした比率の様子は、つくば市が首都圏近郊の典型的な新聞環境であることを物語っている。

ところで、茨城県の県庁所在地・水戸市のシェアを見てみると、県紙『茨城新聞』は16.76%、『東京新聞』が0.72%となっており、全国紙では『読売新聞』が37.16%、次いで『朝日新聞』22.89%、『毎日新聞』11.69%、『日経新聞』5.39%、『産経新聞』5.40%である【図7】。

県紙・地域紙のシェアが低く、全国紙のシェアが高い状況は、水戸市もつくば市と同様に、首都圏近郊の典型的な新聞環境であることを示しているが、水戸市における『茨城新聞』16.76%という県紙のシェア値が、つくば市では『常陽新聞』と

『茨城新聞』のシェアを合算した数字13.94%と似通っている。つまり、つくば市民の地域向けの視線が、『常陽新聞』と『茨城新聞』に分散し、県庁所在地の水戸市民の意識と異なっている事を示している。

3. つくば市住民投票をめぐる常陽新聞の報道内容時系列分析—全国紙・県紙との比較の中で—

(1) 分析方法・分析期間

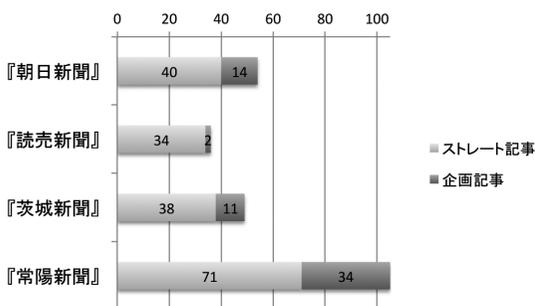
本稿では、つくば市における「地域の課題」として重要な位置を占めた「住民投票」について、新聞各紙がどのような報道を行い、特に『常陽新聞』の報道にはどのような特徴があるのか、報道の傾向を比較対比し分析することとした。

本研究では、全国紙として『読売新聞』と『朝日新聞』を、県紙として『茨城新聞』を対象とし、記事検索方法については、『読売新聞』と『朝日新聞』については、各社のデータベースを、『茨城新聞』については、G-Searchを利用した。検索の範囲は見出し及び本文とした。対象となった

【表2】 つくば市の運動総合公園をめぐる住民投票に関する記事数

(2015年1月31日～9月12日)

| | ストレート記事 | 企画記事 | 記事合計 |
|--------|---------|------|------|
| 『朝日新聞』 | 40 | 14 | 54 |
| 『読売新聞』 | 34 | 2 | 36 |
| 『茨城新聞』 | 38 | 11 | 49 |
| 『常陽新聞』 | 71 | 34 | 105 |



【図8】 つくば市運動総合公園をめぐる住民投票に関する記事総本数

(2015年1月31日～9月12日)

記事は、ほとんどが茨城県民の目にしか触れない茨城県版に掲載された記事であったが、一部、全国面への掲載も含まれている。

分析対象期間は、つくば市政が示した運動公園計画案に対し、住民投票実施を目指す市民グループが発足した2015年1月31日を始点とした。また分析対象の終点を2015年9月12日とした。市原健一つくば市長が住民投票の結果を受けて計画断念を正式表明し（記事掲載は9月3付け紙面）、さらに、TBSテレビ『噂の東京マガジン』のつくば市住民投票関連報道が名誉毀損にあたるとしてBPOに申し立てられていた問題がBPOから「問題ない」との判断が下されて（記事掲載は9月12日付け）住民投票をめぐる動きに一つの区切りがついたことを理由とする。

また本稿では、枠組みとして、上記「地域ジャーナリズム」の定義と体现される記事形態の

考えに沿って、日々の関連事項の経過を伝える記事を「ストレート記事」とし、ストレート記事以外の記事、すなわち解説・論調・雑感・インタビュー記事・対談などを「企画記事」としてカテゴリー分けし、集計を行った。

(2) 分析結果

つくば市の住民投票をめぐる報道の特徴について、『常陽新聞』を軸にして他紙を比較する形で記述をして行く。

(1) 記事本数

対象期間における各紙の記事本数は、『朝日新聞』がストレート記事40本、企画記事14本の合計54本。『読売新聞』がストレート記事34本、企画記事2本の合計36本。『茨城新聞』がストレート記事38本、企画記事11本の合計49本。『常陽新聞』はストレート記事71本、企画記事34本の合計105本と、「ストレート記事」「企画記事」いずれにおいても、『常陽新聞』の記事掲載が最も多かった【表2】【図8】。

1) 初期報道 一署名1万7000人分提出まで（1月31日から3月17日）

総合運動公園計画をめぐる住民投票の動きに関する『常陽新聞』の初動は決して早いものではない。

総合運動公園計画をめぐる住民投票の動きの画期は、つくば市政が提案した総合運動公園計画に反対し住民投票実施を目指す市民グ

ループが発足し署名運動を開始した事にあるが、これを先んじて報じたのは『茨城新聞』（「住民投票目指し市民団体 つくば市の運動公園計画」）の2月1日であった。2月4日には『朝日新聞』（「住民投票求め署名活動」）が続いたが、『読売新聞』は2月20日に「総会経ず早期決着 運動公園事業で複数会員が反発」との見出しで、つくば市PTA連絡協議会の混乱を報じたのが初動であったといえる。

他方『常陽新聞』の初動は2月16日付けの「直接請求へ初の街頭署名へ 住民投票条例求め」に始まったが、力が入ったのは3月10日付け「1期工事費131億円」からで、つくば市議会一般質問を契機としていた。上記2月1日までに他紙は、例えば『朝日新聞』が総合運動公園計画に関するパブリックコメントや住民投票実施を目指す署名運動をストレートで報じたり、『茨城新聞』がパブリックコメントや署名活動のストレート記事に加えて「インサイド記者の目 つくば市総合運動公園 巨額事業・意見対立」として解説を加えている事からすると、『常陽新聞』の初期報道は他紙に遅れていたことが分かる。

各紙が報道量を増加させて行くのは、住民投票を求める1万1700人分の署名が提出された事を全紙が一斉に報じた、2015年3月17日付け記事からである。

2) 署名提出から住民投票条例成立・施行まで (3月20日～5月20日)

住民投票条例に関する市議会での審議は、投票の選択肢を「賛成」「反対」の2択にするか、それとも、「賛成」「条件付き賛成」「反対」の3択にするか、また、投票率規制を設けるか、などで紛糾した。つくば市は異例の臨時広報を発行し、その公平性が疑問視されるなど、スキャンダル性を帯びたことで、TBSテレビ『噂の東京マガジン』にその紛糾振りが報道され、他地域でも注目されるよ

うになった。結局住民投票条例案は、特別委員会では三択案が1票差で可決され、本会議では議長裁定にまで持ち込まれて、二択案が成立・施行されるに至った。

この時期に入ると、『朝日新聞』が積極的な報道を展開する。4月18日には「解説 説得力ある市の説明必要」として、「なぜ巨額の市民負担が生じる大きな施設を、人口減少が進む時代に作る必要があるのか。」と運動公園計画に疑問を呈し、「条例案が成立すれば、市民一人ひとりがこの問題を真剣に考える機会にもなる」として、議会による住民投票条例の成立に期待を寄せている。さらに5月13日付け「解説 住民の意向、どうむきあう」では、市議会の紛糾の背景を党派構造から指摘し、さらに、どれだけ住民の意見を聞いて行くのかという、住民投票の現代的傾向を解説した。

これに対し、『読売新聞』も報道量が増加し、ストレート記事に加えて、企画記事も増える。『読売新聞』は5月13日付け企画記事の中で、住民投票の実施が、「議会運営で主導権を取れ」なかった議会少数派の革新系議員に主導された市民団体の請求によるもので、政局であった、と指摘している。そして「有権者は自身の1票をそんな政治の駆け引きに利用されてはならない」と主張した。

『茨城新聞』は3月20日付け紙面に、「解説 市民の反対収まらず 市長、事業費削減を示唆」を掲載、市長の動向について「風当たりが強まる中、どこに“落としどころ”を見いだすか、注目される」とした。

『常陽新聞』の報道も、初期報道から引き続いて「ストレート記事」の掲載にとどまっていたが、5月6日になり傾向に変化が現れる。

シリーズ連載「つくば市総合運動計画 賛成？ 反対？」を開始、「問われる市民の決断 305億円の大事業 なぜ今なのか」（第

1回)、「どんな施設になるのか? 陸上競技場の話が発端」(第2回)、「場所選定の経緯は? 取得の容易さなどで判断」(第3回)、「事業費305億円の財源は? 年歳出額の約半分」(第4回)、「初の住民投票の行方 結果次第で見直しも」(第5回)などの見出しで、元市議、市原健一つくば市長、市関係者、市内の母親、市内の様々な人々に総合運動公園計画に対するインタビュー記事を掲載した。その他にも、「政争の具に」と市長 異例の議長採決や『造反』も」とする解説記事を掲載した。さらに「運動公園巡る記事に違和感」と題する、つくば市在住読者からの『常陽新聞』記事への批判を掲載した。

3) 住民への説明会開始から終了まで

(5月21日~7月10日)

この時期は前の時期に比して、『常陽新聞』を除く各紙の報道量が激減する。

『朝日新聞』は6月3日付けから3回の連載「賛成! 反対! 総合運動公園計画」を開始する。第一回では「広さや規制、条件満たす⇔駅から遠く唐突に策定『上』急浮上した予定地」として、つくば市総合運動公園計画の経緯を説明し、第2回は「施設の利用実績を基に⇔1カ所に集中必要ない『中』協議・規模、策定根拠」として、意見の対立を描いている。第3回は「競争生き残りに必要⇔時代逆行の無駄遣い『下』 整備費305億円の行方」として、住民への説明会での議論を紹介した。

『読売新聞』は、5月21日付・24日付けストレート記事の中で、住民への説明会での、計画賛成派と計画反対派の紛糾の様子を伝えている。

『茨城新聞』はこの時期、住民投票条例に関する住民説明会の「開始」(5月21日付け)と「終了」(7月10日付け)をストレート記事で報じる他には、2本の記事を掲載するのみである。

『常陽新聞』は、この時期最も多い記事量を掲載した。5月22日付け紙面から、各地区で行われた住民説明会(懇談会)の全てを報道、説明会の様子を伝えた。説明会は夜に開催されたことから、降版時間の早い『常陽新聞』は翌日紙面で掲載することのできない事態も多く発生した。また、インタビュー連載「この人に聴く」を開始、市内PTA会長、弁護士、スポーツ少年団本部長、会社代表、医師などに計画に対する意見を求めて行った。

同時に、他3紙が全く報じなかったつくば市議会一般質問についても連日報道を行った。

4) 住民投票実施へ向けた時期

(7月11日~8月3日)

『朝日新聞』はこの時期、ストレート記事による報道量が増える。計画賛成派・反対派の動向を報じ、通常の選挙と異なる投票の形式についても報じている。また連載「賛成反対 総合運動公園計画」(2回)を掲載、計画賛成派・反対派の意見を並立して紹介している。

『読売新聞』のこの時期の報道量は少ないが、8月1日付けストレート記事の一面に、記者による「焦点は『事業は、見直して実施すべきだ』と考える有権者の票の行方だ」と主張が紹介されている。

『茨城新聞』は7月23日付け紙面から3回にわたって連載「迫る住民投票 つくば運動公園の行方」を掲載、計画賛成派・反対派の意見を紹介し、ストレート記事の中でも同様に、賛成派・反対派の意見を紹介している。

『常陽新聞』は、7月16日と20日の2回に渡り、松本裕樹デスクが司会となって住民への説明会取材した担当記者による「懇談会 記者座談会」を連載、質疑時間が不十分だったこと、住民投票が住民自治を前進させる契機になったこと、などを議論している。また、つくば市議会議員27人全員に対し、総合運動公園計画への賛否を問うアンケート

を実施し7月30日付紙面で、8月1日紙面では、懇談会17会場での意見や質疑応答要旨を掲載した。

加えて『常陽新聞』は、7月31日付け紙面に「いちほら病院で賛成名簿集め 総務課長『個人的に行った』」との見出しでスクープをはなった。運動公園予定地が市原健一つくば市町の運営する病院のすぐそばに計画されていたことから、記事は波紋を引き起こした。

5) 住民投票結果判明後

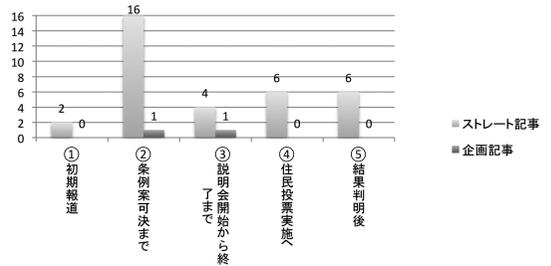
(8月4日～9月12日)

つくば市運動公園計画をめぐる住民投票は、投票率47.3%。開票の結果、反対が80.8%、賛成が19.2%という結果となった。投票結果に法的拘束力は無かったが、市原健一つくば市長は、9月3日の議会での発言で、計画の白紙撤回を正式に表明した。

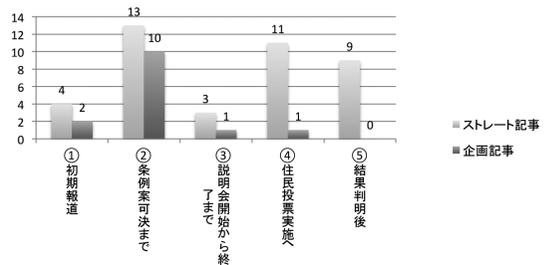
住民投票翌日8月3日付け紙面で各紙は、『朝日新聞』「運動公園 反対が8割 つくば住民投票 市長「撤回も検討」、『読売新聞』「運動公園白紙撤回も 大差の反対 市長示唆」、『茨城新聞』「つくば市住民投票 運動公園、反対8割」などと、投票結果を大きく取り上げた。『朝日新聞』は8月5日付けの「天声人語」がこの問題を取り上げた。

他方で『常陽新聞』は、8月2日(日)の投票結果確定が降版時刻に間に合わず、翌8月3日(月)付けの紙面では投票結果を報道できず、翌8月4日付け紙面での掲載となった。合わせて『常陽新聞』は、8月4日付け紙面に「提言 運動公園住民投票で反対8割 大胆、前向きな見直しを」と題する、常陽新聞社長・棚澤悟氏の署名入り記事を掲載し、さらに同日には、号外も発行した。

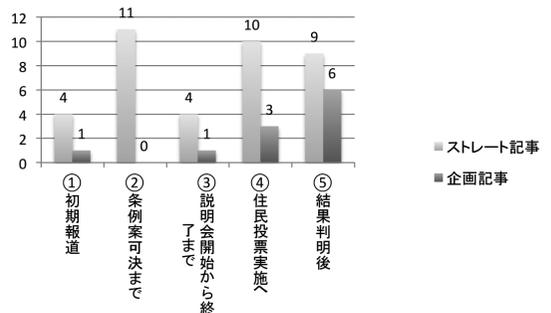
つくば市総合運動公園計画を巡る住民投票に関する報道は、『読売新聞』と『朝日新聞』が共に9月12日付け紙面において、報道によって名誉を毀損されたとBPOに申し立て



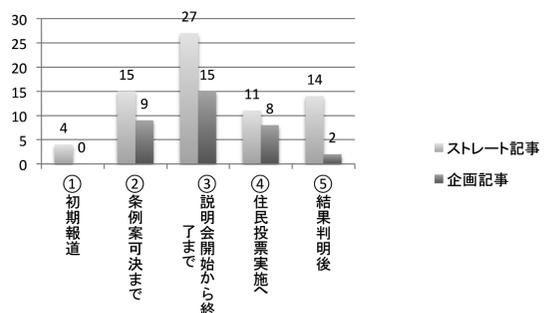
【図9】『読売新聞』による期間毎の記事本数



【図10】『朝日新聞』による期間毎の記事本数



【図11】『茨城新聞』による期間毎の記事本数



【図12】『常陽新聞』による期間毎の記事本数

られていたTBSテレビ『噂の東京マガジン』の問題が、BPOから「問題ない」との判断が下されたことを伝える記事を掲載したことをもって収束した。

6) 小括

つくば市の総合運動公園計画をめぐる住民投票に関する報道の特徴を、以下のようにまとめることができる。

- ①全国紙『読売新聞』が最も手厚く報道した時期は、つくば市議会で住民投票条例が議論された時期ある。住民投票をめぐる動きが、「政局」であり、地方自治のスクランダルであるとの評価で報道していた。
- ②全国紙『朝日新聞』は、条例が議論された時期、住民投票へ向けた時期、結果の判明後と、「ストレート記事」「企画記事」とともに、地方版としては手厚い報道を続けていた。他方で、住民への説明会が行われている時期には、極端に報道量が減っていた。
- ③『茨城新聞』の報道傾向は、『朝日新聞』と似ている。加えて「企画記事」が多く掲載されたのは、住民投票が差し迫った時期あるいは投票結果が判明した後である。
- ④『常陽新聞』は期間全体を通じて、「ストレート記事」「企画記事」とともに、対象4紙のうちで最も多い記事を掲載した。時期別に見ると、『常陽新聞』が最も手厚く報道した時期は、住民投票条例公布後の市民への説明会、すなわち、各地区での懇談会が開催されていた時期である。

4. むすびにかえて

前節での時系列分析に、『常陽新聞』へのインタビューを加味して、まとめの考察としたい。

時系列分析の結果から明らかなように、発行部数わずか約4,000部にすぎない地域紙の『常陽新聞』が、つくば市政始まって以来最大の「住民投

票」という争点に際し、全国紙や県紙を凌駕する手厚い報道を行っていた。

「初期報道」で他紙との違いが無かった点について、『常陽新聞』へのインタビューから、総合運動公園計画をめぐる、ニュース価値について社内で議論のあったことが明らかとなっている。結局、社の編集方針として住民投票を積極的に取り上げることとなり、フルタイムの職業記者ではない特約記者たちの活動の幅が広がった。

その報道形態は、ストレート記事の充実に留まらず、地域内の様々な人々へのインタビューや解説、記者対談など、本稿で「企画記事」に分類した形態の記事の充実に現れる。

また『常陽新聞』においては、21:00という降版時刻の早さを理由に、速報性が重視されなかった。8月2日に実施された住民投票の結果が、降版時刻に間に合わず、紙面掲載が翌々日になるという事例は象徴的である。

速報性を重視した「客観的事実報道」による「権力監視型ジャーナリズム」ではなく、住民投票条例に関する市民への説明会を全て報道した様子や、コミュニティ内の意見を幅広く汲み取るインタビュー記事が多く掲載された様子はまさに、畑仲が定義した「地域ジャーナリズム」の一つのあり方を実践したものと評価できる。

「地域ジャーナリズム」の実践は、新聞経営のあり方にも一つの方向性を示している。常陽新聞社では新たな新聞ビジネスを模索しているが、新聞社経営において「地域ジャーナリズム」の実践がもたらす「地域における信頼」のあり方を、新聞ビジネス成立の要と位置づけているのである(清水2016)。

【脚注】

- 1) なお、こうした「民意の断片化」を解消しようという試みとして、①地方紙による記事交換、②複数紙による合同記事制作、などが行われている(清水2013)。
- 2) 『毎日新聞』2015年6月18日付け「安保法案閣議

決定 全国紙は評価二分〔社説・論説比較〕寄せた筆者のコメントを参照。

- 3) その必要性は、地方もさることながら、全国紙のシェアの高い大都市近郊における自治体やコミュニティで、より切実な場合もあるろう。

【参考文献】

- 中馬清福, 2010, 「地方報道はどうあるべきか『狩猟型』と『農耕型』取材を考える」『Journalism』No.239 4月号, 4-11
- 藤森 研, 2013, 「『政権』対『国民とメディア』この潜在的構図をメディアは自覚せよ」『Journalism』2013年10月号、朝日新聞出版、64-71
- 畑仲 哲雄・林 香里, 2012, 「『地域ジャーナリズム』という事業 — SNSに取り組んだ地方紙7社への調査から —」杉本星子編『情報化時代のローカル・コミュニティ — ICTを活用した地域ネットワークの構築 —』国立民族学博物館調査報告 106, 147-17
- 畑仲 哲雄, 2014, 『地域ジャーナリズム：コミュニティとメディアを結びなおす』勁草書房
- 鎌田慧, 2002, 『地方史の研究』潮出版
- 烏谷昌幸, 2006, 「地方紙と全国紙 川辺川ダム問題を事例として」, 大石裕編『ジャーナリズムと権力』, 世界思想社, 158-84
- 日本ABC協会, 2015, 『新聞発行社レポート月別府県 2015年6月号』
- 日本ABC協会, 2015, 『新聞発行社レポート 半期・普及率 2015年6月号』
- 清水真, 2013, 「民意を繋ぐ回路の模索」石坂悦男編著『民意の形成と反映』法政大学出版局, 285-314
- 清水真, 2016, 「『地域ジャーナリズム』の実践と新聞ビジネス戦略—『常陽新聞』への取材から—」『学苑』(第904号), 昭和女子大学近代文化研究所, 34-51
- 森可昭, 1993, 「新聞と地域社会」田村紀雄・林利隆編『ジャーナリズムを学ぶ人のために』世界思想社。
- Reporters without Borders, 2014, World Press Freedom Index

【インタビュー】

- 常陽新聞社社長・棚澤悟氏 2015年11月10日
- 常陽新聞社編集部デスク・松本裕樹氏 2015年12月5日